



県 章

滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)
10 月 7 日
第 2545 号
金 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
道路区域の変更 (道路課)	859
道路の供用開始 (道路課)	860
○ 公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民文化課)	860
平成 17 年度ふぐ調理師試験実施公告 (生活衛生課)	861
都市計画変更案縦覧公告 (下水道建設課)	862
県営土地改良事業変更計画決定公告 (耕地課)	863
建設業法に基づく許可の取消し処分の公告 (監理課)	863
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	863
道路の位置の指定公告 (建築課)	863
○ 振 興 局 等 公 告	
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (東近江)	864

告 示

滋賀県告示第 880 号
道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、平成 17 年 10 月 7 日から平成 17 年 10 月 21 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。
平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

道路 の 種類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地の幅員	延 長	備 考
県道	大津能登川長浜 線	野洲市小南字仁保橋 1660 番 4 地先から 野洲市小南字仁保橋 1631 番地先まで	変更後	最小 10.6 m ゝ 最大 53.0 m	281.0 m	道路改良工事 (橋りょう架替) に伴う回路の 設置
				最小 10.0 m ゝ 最大 15.0 m	273.0 m	
			変更前	最小 10.0 m ゝ 最大 20.8 m	273.0 m	

滋賀県告示 第 881 号

道路法 (昭和 27 年 法律 第 180 号) 第 18 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 17 年 10 月 7 日から平成 17 年 10 月 21 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道大津能登川長 浜線	野洲市小南字仁保橋 1660 番 4 地先から 野洲市小南字仁保橋 1631 番地先まで	平成 17. 10. 7 午前 9 時	L = 281.0 m
県道五個荘八日市 線	東近江市建部北町字堤外 535 番 2 地先から 東近江市建部北町字堤外 535 番 2 地先まで	平成 17. 10. 7 午前 9 時	L = 41.0 m

公

告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年 法律 第 7 号) 第 10 条 第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条 第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請のあった年月日 平成 17 年 9 月 26 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人滋賀大キッズカレッジ & 地域教育支援センター
特定非営利活動法人の代表者の氏名 窪島 務
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 大津市平津二丁目 5 番 1 号
特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、発達障害、不登校・登校拒否、学力不振等の特別な教育的ニーズを有する人、その家族、及び教員、一般市民に対して特別な教育的ニーズに関する学術研究の成果を普及・啓蒙し又地域の子育て全般を支援する活動を行うことを通して子育ての社会化を促進し、成熟した民主的な市民社会の形成に寄与する事を目的とする。
- 3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1
- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 17 年 9 月 26 日から平成 17 年 11 月 28 日までの縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年 法律 第 7 号) 第 10 条 第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条 第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請のあった年月日 平成 17 年 9 月 22 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人楽友会
特定非営利活動法人の代表者の氏名 端 辰雄

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 東近江市山上町 448 番地 3

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、滋賀県内で盲導犬、介助犬を必要とされている方に対し、福祉の増進と啓発活動を行い、あわせて助成活動事業を行い、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1 - 1

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 17 年 9 月 22 日から平成 17 年 11 月 22 日までの縦覧場所における執務時間内

平成 17 年度ふぐ調理師試験実施公告

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例 (平成 4 年 滋賀県条例 第 42 号) 第 5 条の規定に基づき、ふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 試験日および科目

(1) 第 1 日目

ア 試験日時 平成 18 年 2 月 15 日 (水) 午後 2 時 15 分から午後 4 時 10 分まで

イ 科目

(ア) 学科試験 衛生法規、食品衛生学およびふぐに関する知識

(イ) 実技試験 ふぐの種類および内蔵の識別

(2) 第 2 日目

ア 試験日 平成 18 年 2 月 16 日 (木) 試験時間は、受験票に記載する。

イ 科目 実技試験 ふぐの処理技術

2 試験場所 滋賀県男女共同参画センター (近江八幡市鷹飼町 80 - 4)

3 受験資格 調理師法 (昭和 33 年法律 第 147 号) 第 3 条 第 1 項の調理師の免許を受けている者

4 願書の受付期間、受付場所および提出方法

(1) 受付期間 平成 18 年 1 月 16 日 (月) から平成 18 年 1 月 20 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午前 12 時までおよび午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。

南部振興局 (草津市草津三丁目 14 - 75)

南部振興局甲賀県事務所 (甲賀市水口町水口 6200)

東近江地域振興局 (東近江市八日市緑町 8 - 22)

湖東地域振興局 (彦根市和田町 41)

湖北地域振興局 (長浜市平方町 1152 - 2)

高島県事務所 (高島市今津町今津 448 - 45)

大津健康福祉センター (大津市におの浜四丁目 4 - 5)

イ ア以外の者は、滋賀県県民文化生活部生活衛生課食の安全推進室 (大津市京町四丁目 1 - 1) に提出すること。

(3) 提出方法 受付場所へ持参すること。郵送による受付は、行わない。

5 提出書類

(1) 受験願書 1 部

(2) 調理師法 第 3 条 第 1 項の調理師の免許を受けていることを証する書類 1 部

(3) 写真 1 葉 (出願前 6 月以内に撮影した脱帽、上半身前向きで、縦 5 センチメートル、横 5 センチメートルの大きさの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)

(4) 受験票用はがき 1 通

6 試験手数料

(1) 6,400 円 (滋賀県収入証紙による。)

- (2) 実技試験 (ふぐの処理技術) に使用する材料の代金は、受験者の負担とし、第 2 日目の試験当日に持参すること。材料ふぐの代金は、受験票に記載する。

- 7 合格発表 平成 18 年 3 月 15 日 (水) 午前 10 時に県庁前掲示板、振興局、地域振興局および県事務所の行政情報コーナーおよび地域健康福祉部掲示板、大津健康福祉センター掲示板ならびに滋賀県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

- 8 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例 (平成 7 年 滋賀県条例 第 8 号) 第 25 条 第 1 項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

- (1) 期間 平成 18 年 3 月 15 日 (水) から平成 18 年 4 月 15 日 (金) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。)
- (2) 時間 午前 8 時 30 分から午後 12 時までおよび午後 1 時から午後 5 時 15 分まで (平成 18 年 3 月 15 日 (水) は、午前 10 時から午前 12 時までおよび午後 1 時から午後 5 時 15 分まで)
- (3) 場所 滋賀県県民文化生活部生活衛生課食の安全推進室 (大津市京町四丁目 1 - 1)
- (4) 持参するもの ふぐ調理師試験受験票
- (5) 開示する内容 学科試験の科目別得点および実技試験の科目別得点
- (6) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問い合わせには、一切応じない。

- 9 問い合わせ先

南部振興局地域健康福祉部健康福祉推進課 (TEL 077 - 562 - 3614)

南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部健康福祉推進課 (TEL 0748 - 63 - 6147)

東近江地域振興局地域健康福祉部健康福祉推進課 (TEL 0748 - 22 - 1309)

湖東地域振興局地域健康福祉部健康福祉推進課 (TEL 0749 - 21 - 0283)

湖北地域振興局地域健康福祉部健康福祉推進課 (TEL 0749 - 65 - 6663)

高島県事務所地域健康福祉部健康福祉推進課 (TEL 0740 - 22 - 2526)

大津健康福祉センター健康福祉推進課 (TEL 077 - 522 - 7228)

滋賀県県民文化生活部生活衛生課食の安全推進室 (TEL 077 - 528 - 3643)

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 18 条の規定に基づき木之本高月都市計画、浅井湖北都市計画、山東伊吹都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画及び湖東都市計画下水道を次のとおり変更しようとするので、同法 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 17 条 第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 都市計画の種類 木之本高月都市計画、浅井湖北都市計画、山東伊吹都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画及び湖東都市計画下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域 木之本高月都市計画、浅井湖北都市計画、山東伊吹都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画及び湖東都市計画区域の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
滋賀県政策調整部広報課県民情報室 (大津市京町四丁目 1 - 1)
滋賀県湖北地域振興局長浜建設管理部 (長浜市平方町 1152 - 2)
滋賀県東北部流域下水道事務所 (彦根市元町 4 - 1)
彦根市下水道部建設課 (彦根市尾末町 1 - 38)
米原市土木部下水道課 (米原市顔戸 488 - 3)
- 4 縦覧期間 平成 17 年 10 月 7 日から平成 17 年 10 月 21 日まで
上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することがで

きる。

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営横山地区土地改良事業については、土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき土地改良事業計画を変更したので、同条 第 6 項において準用する同法 第 87 条 第 5 項の規定に基づき、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 縦覧に供する書類 県営横山地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県東近江地域振興局環境農政部田園振興第二課および蒲生町役場
- 3 縦覧期間 平成 17 年 10 月 7 日から平成 17 年 10 月 27 日まで

この決定について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に文書で異議申立てをすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ提起することができる。

建設業法に基づく許可の取消し処分の公告

建設業法 (昭和 24 年 法律 第 100 号) 第 29 条 第 1 項 第 2 号の規定により次に示す処分を行ったので、同法 第 29 条の 5 第 1 項の規定により公告する。

平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 処分をした年月日 平成 17 年 9 月 29 日
- 2 処分を受けた者 STカンパニー
代表者 谷口 忍
主たる営業所の所在地 大津市皇子が丘一丁目 8 番 31 号
建設業者の許可番号 滋賀県知事許可 (般 - 16) 第 012505 号
- 3 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実 建設業法 第 8 条 第 7 号に掲げる許可の欠格要件に該当するに至った。

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

長浜市が平成 17 年 10 月 7 日に変更した彦根長浜都市計画道路に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 21 条 第 2 項において準用する同法 第 20 条 第 2 項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県湖北地域振興局長浜建設管理部 長浜市平方町 1152 - 2

道路の位置の指定公告

建築基準法 (昭和 25 年 法律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課および滋賀県南部振興局建設管理部に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県知事 國 松 善 次

地 名 ・ 地 番	申 請 人 住 所 ・ 氏 名	延 長 メートル	幅 員 メートル	本 数 条
栗東市下鉤字宮ノ東 1095 - 1、 1096 - 4、1097 - 6	栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号 栗東市長 國松正一	73.92	6.0	1

振 興 局 等 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 17 年 10 月 7 日

滋賀県東近江地域振興局長 古 川 太 郎

開発許可を受けた者の 住 所 ・ 氏 名	開 発 区 域 の 名 称	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
近江八幡市西本郷町 2 85 - 3 岩原 努	近江八幡市西庄町字黒橋 792 - 3、 792 - 9	505.97 m ²	平成 17. 9. 27	000412